

仕 様 書

1 業務等の名称

五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における定期傭船請負事業及び運航管理業務

2 履行場所

奈留島港、笠松及び前島

3 契約期間

令和7年10月1日(水)から令和10年9月30日(土)まで

4 業務等の目的

奈留島～前島間において唯一の生活航路（離島航路）を維持することで公共交通の利便性を確保し、郵便物又は生活必需品及び主要物資等を輸送することを目的とする。

5 業務等の内容

(1) 五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における定期傭船請負事業

ア 対 象 航 路 奈留島～前島航路 片道4.4km

イ 運航ダイヤ

冬季 10月1日～3月31日

区分	往復	前島	笠松	奈留島港
第1便	往路	7:10	7:18	7:25
	復路	10:35	10:27	10:20
第2便	往路	11:00	11:08	11:15
	復路	14:35	14:27	14:20
第3便	往路	15:00	15:08	15:15
	復路	17:35	17:27	17:20

夏季 4月1日～9月30日

区分	往復	前島	笠松	奈留島港
第1便	往路	7:10	7:18	7:25
	復路	10:35	10:27	10:20
第2便	往路	11:00	11:08	11:15
	復路	14:35	14:27	14:20
第3便	往路	15:00	15:08	15:15
	復路	18:35	18:27	18:20

ウ 運航経路図	別紙１のとおり
エ 運 休 日	第１，３，５日曜日及び元旦
オ 運 航 形 態	第１便及び第３便はデマンド運航、第２便は定期運航
カ 臨 時 便	年間（１０月１日～９月３０日）１０便を上限とする。
キ 運航従事者	船長１名、甲板員１名以上の計２名以上とする。
ク 旅客定員数	１２名
ケ 小荷物輸送	行う。ただし、小荷物輸送のみの運航は認めない。
コ 欠航の判断	安全管理規程(令和３年１０月１日五島市(奈留島～前島航路))の規定に基づき、本市の運航管理者等が運航の可否を決定する。
コ 制 限 事 項	請負事業者及びその従業員等は本業務の専業とし、使用船舶は本航路の運航以外での使用を認めない。ただし、本市と請負事業者とで協議し、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(２) 五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における運航管理業務

ア 運賃徴収業務

(ア) 別紙「五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における運賃徴収業務」の仕様書を参照すること。

イ 乗船予約受付業務

(イ) 予約受付時間 本市と請負事業者との協議の上、決定する。

(イ) 最終受付時間 出航時間の１時間前とする。

(ウ) 記 録 事 項 予約受付簿（様式２）の通り。

(エ) 欠航時の連絡 請負事業者が予約者へ連絡すること。

ウ 航海日誌等作成業務

以下の(ア)及び(イ)については、毎月初めに五島市奈留支所へ提出すること。(ウ)～(オ)については、運航した日の翌日（翌日が土日祝日の場合は、翌開庁日とする。）の午前１０時００分までに五島市奈留支所へ提出すること。

以下の(ア)～(オ)に掲げる書類等は本市が用意し、(カ)については本市と請負事業者との協議の上、決定する。

また、船員法その他法令等で作成が義務付けられている書類等については、本業務とは別に作成する必要があるため留意すること。

(ア) 航海日誌（様式１）

(イ) 予約受付簿（様式２）

(ウ) 旅客人員及び運賃日報（様式３）

(エ) 小荷物運賃日報（様式４）

(オ) 回数券・往復乗船券販売日報（様式５）

(カ) その他本市が指定する書類

(３) その他本市が指定する軽（事務）作業

6 貸出備品等

(1) 本市が所有する備品等のうち、事業請負者が使用できる備品等は以下に掲げるとおりとし、事業請負者はこれを無償で利用できる。

ア 自動体外式除細動器（A E D）

イ 特定計量器

(2) 上記に掲げる備品等以外で本業務の遂行に必要な備品等は、請負事業者が準備すること。

7 従事者の配置

請負事業者は、本業務を実施するために必要な従事者を配置しなければならない。
また、本市に本業務の従事者の名簿を提出しなければならない。